

栃木県後期高齢者医療広域連合出前講座実施要領

(目的)

第1条 この要領は、住民（法人及び各種団体を含む。以下「住民等」という。）の要請に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が職員を講師として派遣し、後期高齢者医療制度に関する説明の機会（以下「出前講座」という。）を積極的に設けることにより、後期高齢者医療制度に対する理解を深め、もって円滑な制度運営に資することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、住民等が主催する参加人数が概ね20人以上の機会を対象とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、後期高齢者医療制度に関するものとする。

(開催日時及び場所)

第4条 出前講座は、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の休日を定める条例（平成19年条例第1号）において定める休日以外の日に開催するものとし、開催時間は、午前10時から午後8時30分までのうち、概ね1時間30分以内とする。ただし、栃木県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 出前講座の開催場所は、栃木県内に限る。

3 出前講座に係る施設の使用及び運営については、出前講座を受講しようとする者（以下「申込者」という。）の責任においてこれを行うものとする。

(申込み方法)

第5条 申込者は、原則として出前講座を受講しようとする日の1か月前までに、栃木県後期高齢者医療広域連合出前講座申込書（別紙様式1）を広域連合長に提出するものとする。

(開催の決定)

第6条 広域連合長は、前条の申込みがあったときは、日程その他必要な事項を調整し、栃木県後期高齢者医療広域連合出前講座開催決定通知書（別紙様式2）により、申込者に通知するものとする。

(開催の制限)

第7条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を開催しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動、又は営利を目的とする活動に利用するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、この要領の目的に著しく反していると認められるとき。
(変更等)

第8条 第6条の通知を受けた申込者は、開催日時、場所その他申し込み事項を変更しようとするとき、又は出前講座の受講を中止しようとするときは、速やかに広域連合長に申し出なければならない。

(費用負担)

第9条 出前講座の講師に係る費用は無償とする。ただし、施設使用料、有償の資料その他受講に係る費用については、住民等において負担するものとする。

(派遣職員)

第10条 広域連合が派遣する講師は原則3人以内とする。なお、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(庶務)

第11条 出前講座の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、出前講座の実施に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。